

方法の計算

十四 初期利子

る号の銀額し平額もる數者基臣表準指數新て指以改物指指基十が月期ける
期及翌行を、成とのと点物づがさに數。基、財務指數下定価指數のき号売のび想定
日び嘗休支次十す)き以価く定れ基のを準が公表された場合であつて、指數同後指數のき号売のび想定
に第業業払の六るには下指平めたづ基に基じ。)に基づく消費指數のき号売のび想定
つ十日日う算年。額、第數成る場く準に基じ。)に基づく消費指數のき号売のび想定
い六にに。式九面これ三位で除し得た数へ
て号支当たに月金額を未満の乗捨の端数へ
同じに払ただよ十額を四滿の乗捨の端数へ
じおうるしり日を五端数へ
いへと、算をじ五端数へ
て以き支出支て入数へ
規下は払し払得しが
定、期た期得しが
す次そが金とたあ小費に大公基価指

前号の規定により算出された支払期における想定元金額 × $\frac{1.2}{100} \times$

2

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期により算出した金額を次式に算出された額で、
第十三号の規定による確定元金額
第十四号の規定による確定元金額
$$\times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

平成一十六年三月十日
日本銀行
第十弐号の規定により算出され
た償還期限における想定元金額

財務大臣から通知を受けた者
平成十六年三月十日